

大口町告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき東奈良子組自治会の代表者を変更した旨の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

1 変更があった事項及びその内容

代表者を大森政美（奈良子二丁目145番地）から大森滋（奈良子三丁目58番地）に変更する。

2 変更の年月日

令和2年12月15日

3 変更の理由

代表者の改選